

レンタカーの手続きに関するお知らせ

～2020年4月1日から、レンタカーの取扱いが変わります～

レンタカーの増車・代替について、届出が不要となります

※ただし、マイクロバスを除く

届出が不要になる手続き

- 増車（マイクロバスを除く。）
- 代替（マイクロバスを除く。）
- 減車

引き続き届出が必要な手続き

- 氏名、名称及び住所の変更
- 貸渡事務所の変更
- マイクロバスの増車
- マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

上記改正に伴い、レンタカー登録時にレンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、登録の前に輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください。

レンタカー事業者証明書とは

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- 証明書の有効期限は、5年です。
- 証明書の有効範囲は、関東運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。



問い合わせ先

千葉運輸支局 輸送担当

TEL 043-242-7336(音声案内2)

レンタカー事業の制度改革について

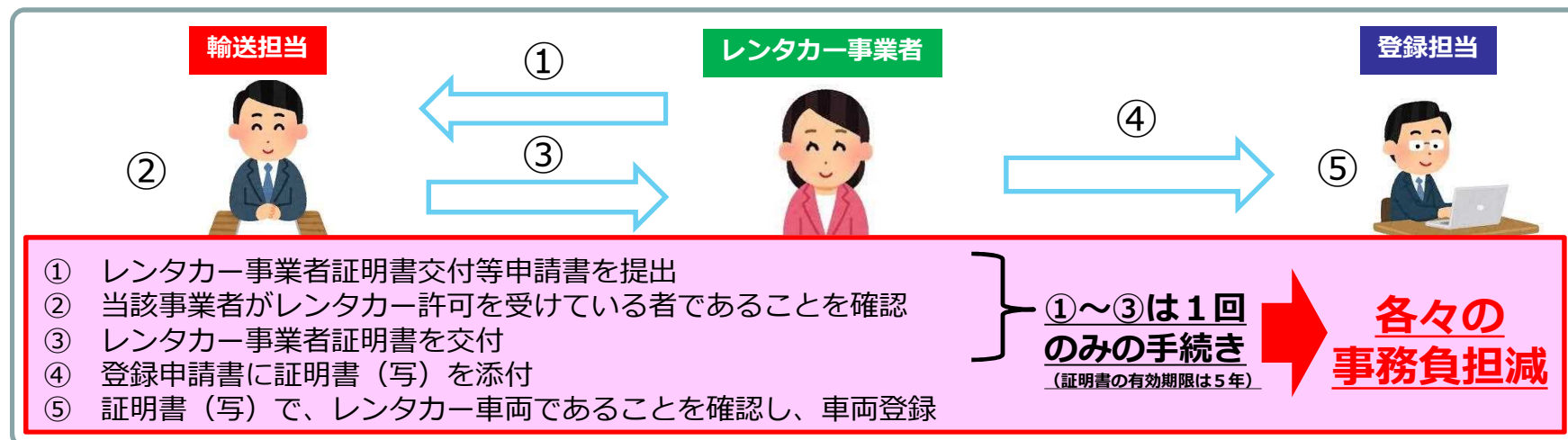
経緯

レンタカー事業については、平成14年に車両ごとの許可制から事業許可制へと移行し、平成16年の制度改革で減車届出を撤廃することでレンタカー事業者の事務負担の軽減を図ってきた。
今般、更なる業務効率化及び事務負担の軽減を図る観点から制度改革を実施することとした。

制度改革の概要

- 輸送担当へのレンタカーの増車・代替えの届出を廃止（マイクロバスを除く）
- 輸送担当における事業用自動車等連絡書の交付の廃止（マイクロバスを除く）
- 輸送担当において、レンタカー事業者証明書の交付手続きを新設し、その証明書の写しを登録申請書の添付書類とし、事業用自動車等連絡書の代わりとする
- 証明書の有効期限は5年

改正後のレンタカー登録の流れ



国土交通省

- i. レンタカー事業者証明書は、レンタカー事業者からの交付申請に基づき、原則、即日交付
- ii. 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対して行う
- iii. 複数の都県に貸渡し事務所を有する事業者が運輸支局ごとに証明書の交付を受けることを妨げない
- iv. 証明書の有効期限は、交付日の翌日から起算し5年
- v. 更新の申請は有効期限の1か月前から行うことが可能
- vi. 証明書の有効範囲は、関東管内の支局・事務所・軽自動車検査協会とし、他局管内では使用不可
- vii. ワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付
- viii. 車両登録時には、証明書のコピーを添付
- ix. 名称、住所の変更により、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の記載事項変更申請を行う
- x. 証明書を紛失又は毀損した場合には、証明書の再交付申請を行う
- xi. レンタカー事業又はワンウェイ方式を廃止したときは、証明書を運輸支局に返納する

交付等申請書

レンタカー事業者証明書

ワンウェイ方式実施事業者証明書

制度改正に係る手続き一覧

		現行		改正後	
		一般車	マイクロ	一般車	マイクロ
新規	許可	必要	—	必要	—
	連絡書	必要	—	不要	—
	証明書	—	—	必要	—
増車	届出	必要	—	不要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
減車	届出	不要	—	不要	不要
	連絡書	不要	—	不要	不要
	証明書	—	—	不要	不要
代替え (種別変更あり)	届出	必要	—	不要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
代替え (種別変更なし)	届出	不要	—	不要	不要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要
名称・住所の変更	届出	必要	—	必要	必要
	連絡書	不要(手数料納付書に押印)		不要	不要
	証明書	—	—	必要	不要
貸渡し事務所の変更 (使用の本拠の位置の変更)	届出	必要	—	必要	必要
	連絡書	必要	—	不要	必要
	証明書	—	—	必要	不要

※増車時等に行っていた手数料納付書等への押印については全て廃止

関係通達等

改正する通達等

- 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月31日付け関自旅一第1850号）
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」
 - マイクロバス以外の増車及び種別変更がある代替えについての記載を削除
- 「自動車登録等に関する関連業務の処理要領」（平成9年3月10日付け関整資登第39号）
 - 登録申請時に、レンタカー車両（マイクロバスを除く）については、事業用自動車等連絡書の添付等について不要とし、その代わりに事業者証明書の添付の有無を確認する旨規定
- 「レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る貸渡自動車の届出及び登録への伝達方法について」（平成26年8月22日付け事務連絡）
 - レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式のレンタカー（マイクロバスを除く）について、輸送担当における事業者証明書の交付から登録担当等での車両登録等までの一連の流れを例示

新たに発出する通達等

- 「レンタカー事業に係る事務取扱の変更について」（事務連絡）
 - レンタカー事業に係る輸送担当及び登録担当等の事務取扱の変更について記載
- 「レンタカー事業者証明書等交付要綱について」（事務連絡）
 - 事業者証明書交付等に係る必要事項を規定

レンタカー事業者証明書交付等申請書

様式第2号

運輸支局長 殿

申請日 20 年 月 日

捨印

(運輸支局使用欄)

レンタカー事業者証明書

ワンウェイ方式実施事業者
証明書

レンタカー事業者証明書の交付等を申請します。

氏名又は名称			
代表者名	印		
住所	〒		
電話番号		担当者	氏名: 連絡先:

申請区分	(該当する申請区分に○をつけて下さい)		
1) 新規交付	2) 記載事項変更	3) 更新	4) 再交付
5) ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付			

変更の内容 (貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「2) 記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。)

新	旧

再交付の理由 (「4) 再交付」に該当する場合、該当理由に○をつけてください。)

1) 紛失	2) 毀損	3) その他
【その他の場合、具体的に記載してください】		

レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者であるかの確認	
別途、ワンウェイ方式実施届出を提出済みですので、「ワンウェイ方式実施事業者証明書」の交付を申請します。	
はい (交付申請します)	いいえ (交付申請しません)

宣誓書

以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。

- ☐ 毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
- ☐ レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
- ☐ その他、レンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

第 号のレンタカー事業者証明書を確認に受領しました。

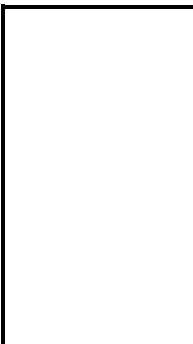
第 号のワンウェイ方式実施事業者証明書を確認に受領しました。

受領者氏名 _____ 印

※支局確認印欄

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。



運輸支局

貸 渡 人	氏名又は名称	
	住 所	
有 効 期 限		

※レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用して下さい。

※本証明書は、関東運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。

※本証明書は、レンタカーとして認められていない車種(乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び運搬車)の登録等では使用できません。

【注意事項】

- 1) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 2) 新たに貸渡事務所を設置したり、貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
- 3) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 4) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 5) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて必ず提出すること。
- 6) マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。)1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
- 7) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)13時00分～16時00分であるので、注意すること。
- 8) 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
- 9) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。
- 10) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 11) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
- 12) 本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

運輸支局長

※確認印欄

運輸支局輸送担当
(レンタカー担当)
電話番号
FAX

ワンウェイ方式実施事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。

運輸支局

貸 渡 人	氏名又は名称	
	住 所	
有 効 期 限		

※ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用して下さい。

※本証明書は、関東運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。

※本証明書は、レンタカーとして認められていない車種(乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車)の登録等では使用できません。

【注意事項】

- ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 新たに貸渡事務所を設置したり、貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
- 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて必ず提出すること。
- マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。)1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
- 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)13時00分～16時00分であるので、注意すること。
- 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
- 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。
- 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
- 本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

運輸支局長

※確認印欄

運輸支局輸送担当

(レンタカー担当)

(電話番号

FAX